

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 54 号

函館市民プール条例の一部改正について

函館市民プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市民プール条例の一部を改正する条例

函館市民プール条例（昭和 46 年函館市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 11 条までを次のように改める。

（利用の許可）

第 3 条 市民プールを利用しようとする者は、あらかじめ函館市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、市民プールの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利用の不許可等）

第 4 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民プールの利用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他市民プールの管理上支障があると認められるとき。

2 市民プールを専用利用する場合においては、同一の者が同一の目的で引き続き 3 日を超えて利用することができない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（目的以外の利用等の禁止）

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市民プールを許可を受けた目的以外に利用し、他人に転貸し、またはその利用する権利を譲渡してはならない。

（利用料金）

第6条 利用者は、市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表第1および別表第2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

（利用料金の不還付）

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

（特別設備等の制限）

第8条 利用者は、市民プールの利用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更してはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用の許可の取消し等）

第9条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を停止し、もしくは利用の条件を変更することができる。この場合において、利用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第4条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 利用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(販売行為等の禁止)

第10条 委員会の許可を受けた者以外の者は、市民プールまたはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第11条 利用者は、市民プールの利用を終了したとき、または第9条の規定により利用の許可を取り消され、もしくは利用を停止されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、利用者に代わつてこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

第13条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「委員会規則」を「函館市教育委員会規則」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「(昭和22年法律第67号)」および「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「専用利用」を「利用」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「第5条から第8条」を「第3条、第4条、第8条から第10条」に、「第5条を」を「第3条第1項を」に、「第5条中」を「第3条第1項中」に改め、同条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(損害賠償の義務等)

第12条 利用者は、市民プールの利用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

2 市は、利用者の責めに帰すべき事由により生じた事故については、その責任を負わない。

(入館の制限)

第13条 委員会は、市民プールに入館しようとする者または入館した者が第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

別表第1中「第3条関係」を「第6条関係」に改める。

別表第1 1の表を次のように改める。

1 個人利用・団体利用の利用料金

区 分		基本料金 (1人1回2時間以内)	超過料金 (1人1回1時間までごとに)
個人利用	一般	420円	220円
	生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	240円	120円
	児童生徒（高校生を除く。）	120円	60円
	幼児	50円	30円
団体利用 (50人以上で責任者のある団体)	一般	340円	170円
	生徒（高校生に限る。）	200円	100円
	児童生徒（高校生を除く。）	80円	40円
	幼児	30円	20円

備 考

1 次に掲げる者（第1号から第3号までに掲げる者にあつては、個人利用をする場合に限る。）の基本料金および超過料金は、無料とする。

(1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。）

(2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの

(3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

- (4) 市の区域内に居住する幼児
- 2 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人利用の場合の基本料金および超過料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 基本料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による基本料金の額の2分の1に相当する額
- (2) 超過料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による超過料金の額の2分の1に相当する額

別表第1 2の表中「専用利用」の後ろに「の利用料金」を加える。

別表第2中「第3条関係」を「第6条関係」に改め、「による個人利用」の後ろに「の利用料金」を加え、

「

高 校 生	2,400 円
小学生・中学生	1,200 円

を

「

生徒（高校生に限る。）	2,400 円
児童 生徒（高校生を除く。）	1,200 円

に改め、

」

同表備考第2項中「別表第1の個人利用の項に定めるところによる」を「別表第1 1の表（備考以外の部分に限る。）の個人利用に係る超過料金の規定により算定した額とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条、第7条、別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る利用について適用し、施行日前の利用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の専用利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の専用利用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可

（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る専用利用については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る専用利用について改正後の第6条第2項および別表第1 2の表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る専用利用について改正前の第3条第1項および別表第1 2の表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第3条、第4条および別表第1 2の表の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第3条、第4条および別表第1 2の表の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第6条、第7条および別表第1 2の表の規定が適用される利用料金とみなす。

- 4 改正前の第3条第1項および別表第2の規定により発行された回数券は、施行日以後においても、使用することができる。
- 5 改正前の第5条の規定による許可は、改正後の第3条第1項の規定による許可とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている改正前の第5条の規定による許可に係る申請は、改正後の第3条第1項の規定による許可に係る申請とみなす。

（提案理由）

市民プールの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、および規定を整備するため